

○ 経済産業省令第　　号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第九条第一項、第三項第九号及び第四項第四号、第十条第一項並びに第十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令を次のように定める。

令和五年一月　　日

経済産業大臣　名

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（供給確保計画の認定の申請）

第二条　法第九条第一項の規定により供給確保計画（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保

の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下この項及び第九条において「令」という。）第一条第三号から第十号までに掲げる特定重要物資に係るものに限る。以下同じ。）の認定を受けようとする者（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登

#### 記事項証明書

二 申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 次条各号に定めるいずれかの措置が確実に講じられる見込みがあることを証する書類

四 申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を

経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、供給確保計画が法第九条第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 法第九条第三項第九号の主務省令で定める事項は、供給確保計画に記載された取組を行うに当たり他の法令（外国の法令を含む。）の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類する行為（以下この項において「免許等」という。）を必要とするものである場合には、当該免許等を受けたこと又は受けようとしていることを証する事項とする。

（取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置）

第三条 法第九条第四項第四号の主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 特定重要物資等の需給がひつ迫した場合に行う措置として次に掲げるいずれかの措置

イ 平時（特定重要物資等の需給及び価格が安定し、円滑な取引が実施されているときをいう。以下こ

の号において同じ。）を上回る特定重要物資等の生産、平時の在庫又は備蓄の全部又は一部の放出その他の需給がひつ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に関する措置

口 特定重要物資等の代替となる物資の平時を上回る使用又は供給その他の需給がひつ迫した場合に実施する特定重要物資等の依存の低減の実現に資する措置

ハ 平時の取引先以外からの特定重要物資等の調達その他の需給がひつ迫した場合に実施する供給源の多様化に関する措置

ニ イからハまでに掲げるもののほか、需給がひつ迫した場合に実施する特定重要物資等の安定供給確保に関する措置

二 特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置

#### （供給確保計画の認定）

第四条 経済産業大臣は、法第九条第一項の規定により供給確保計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該供給確保計画の認定をするときは、その提出を受

けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第二による認定書を交付するものとする。

- 2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 認定の日付
- 二 供給確保計画認定番号
- 三 認定供給確保事業者の名称
- 四 認定供給確保計画の概要

(認定供給確保計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第五条 法第十条第一項本文の規定により認定供給確保計画（令第一条第三号から第十号までに掲げる特定重要物資に係るものに限る。以下同じ。）の変更の認定を受けようとする認定供給確保事業者（以下この

条において「変更申請者」という。）は、様式第五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に経済産業大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 認定供給確保計画に従つて行われる取組の実施状況を記載した書類

二 第二条第二項各号に掲げる書類

3 経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類（同項ただし書の規定により添付を省略することができるものを除く。）のほか、変更後の認定供給確保計画が法第十条第三項において準用する法第九条第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 経済産業大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第十条第三項において準用する法第九条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあつた認定供給確保計画の

変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第六による認定書を交付するものとする。

5 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 経済産業大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、当該変更の認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に、様式第八により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を通知するものとする。

#### 一 変更の認定の日付

#### 二 変更後の供給確保計画認定番号

#### 三 認定供給確保事業者の名称

#### 四 変更後の認定供給確保計画の概要

(認定供給確保計画の軽微な変更)

第六条 法第十条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更

二 認定供給確保計画の実施期間の六月以内の変更

三 認定供給確保計画を実施するためには必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの（当該認定供給確保計画の認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人が交付する法第三十一条第三項第一号に規定する助成金の額の変更を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、認定供給確保計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更<sup>2</sup> 前項に規定する認定供給確保計画の軽微な変更を行つた認定供給確保事業者は、法第十条第二項の規定により、遅滞なく、様式第九によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（認定供給確保計画の変更の指示）

第七条 経済産業大臣は、法第十一条第二項の規定により認定供給確保計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該変更の指示を受ける認定供給確保

事業者に交付するものとする。

(認定供給確保計画の認定の取消し)

第八条 経済産業大臣は、法第十一条第一項又は第二項の規定により認定供給確保計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定が取り消される認定供給確保事業者に交付するものとする。

2 経済産業大臣は、認定供給確保計画の認定を取り消したときは、様式第十二により、当該認定を取り消した日付、供給確保計画認定番号及び事業者の名称を、当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に通知するものとする。

(定期の報告)

第九条 法第十二条の規定により認定供給確保計画の実施状況について報告をしようとする認定供給確保事業者は、当該認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に様式第十三により経済産業大臣に報告をしなければならない。

(取組の実施の支障時等の報告)

## 第十条

認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ず

るおそれがあると認めたときは、遅滞なく、経済産業大臣にその旨を報告しなければならない。

## 附 則

この省令は、令和五年一月十九日から施行する。

**様式第一（第2条第1項関係）**

供給確保計画の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　名　　殿

住　　所  
名　　称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

**1　名称等**

申請者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代表者名（申請者が法人の場合）\_\_\_\_\_

資本金の額又は出資の総額\_\_\_\_\_

常時使用する従業員の数\_\_\_\_\_

法人番号（申請者が法人の場合）\_\_\_\_\_

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号\_\_\_\_\_

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）\_\_\_\_\_

（注）申請者が複数の場合は、代表申請者を明確にした上で、申請者ごとに欄を追加して記載。

**2　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目**

この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資 \_\_\_\_\_

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目① \_\_\_\_\_

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目② \_\_\_\_\_

（注）3以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②」以降に、欄を追加して記載すること。

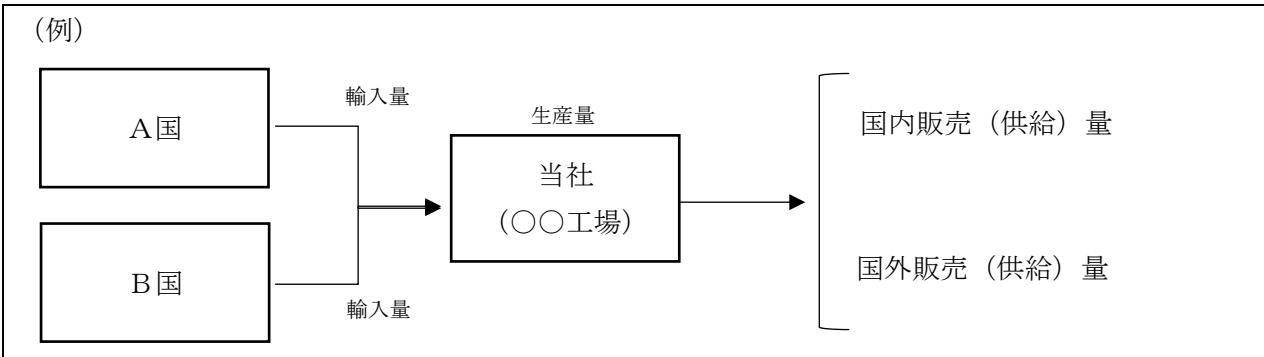
### 3 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の生産及び販売並びにその原材料等の調達の現状

#### (1) 特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について（注1～3）

特定重要物資等の品目名：		
① 生産量（注4）		単位/年
①-1 国内生産量		/年
①-2 国外生産量		/年
② 主要な原材料等の調達量（注5～8）		/年
②-1 原材料名（調達先国・地域）		/年
②-1 原材料名（調達先国・地域）		/年
②-1 原材料名（調達先国・地域）		/年
②-2 原材料名（調達先国・地域）		/年
②-2 原材料名（調達先国・地域）		/年
②-2 原材料名（調達先国・地域）		/年
③ 最終販売量（注4）		/年
③-1 国内販売（供給）量		/年
③-2 国外販売（供給）量		/年

- (注1) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して品目ごとに記載すること。
- (注2) 取組実施の前事業年度の数値及び実績をもとに記載すること。
- (注3) ①から③までのいづれの項目についても、単位（例：台、式、t 等）を記載すること。また、③に関しては、可能な限り金額（売上額・百万円単位）についても併記すること。
- (注4) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下「令」という。）第1条第8号に掲げる特定重要物資に係る申請者については、「生産量」は「売上額」と読み替えて記載すること。その際、③に関しては記載を要さない。
- (注5) 必要に応じ、行を追加して原材料・調達先を分けて記載すること。また、補足として、同趣旨の資料を提出することとして差し支えない。
- (注6) 原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。
- (注7) 原材料等の調達状況を把握するための欄であり、本申請に係る特定重要物資の原材料のうち、申請者が本申請に係る特定重要物資の生産や調達等のために基幹的な役割を果たす原材料等と位置付けるもの及び左記以外で本申請に係る特定重要物資以外に指定されている特定重要物資について記載するものとし、左記に該当する主要な原材料等が複数ある場合は、行を追加して原材料ごとに記載すること。
- (注8) 記載対象は原材料等ごとに取引量又はサプライチェーン全体に占める調達額の多い上位3社（企業の名称及び調達先国・地域名）について記載すること。なお、3以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

(2) 上記(1)で記載した調達先・販売(供給)先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載すること。



(注) 申請者が複数の場合は、申請者ごとにそれぞれ(1)及び(2)を記載。

#### 4 取組の内容及び目標

##### (1) 取組の背景

(例)

○○(取組の対象となる品目)は、○○や○○(使用される場面)において使用される物資だが、○○(取組の対象となる品目)の○年の市場規模は○円、○等の需要増加に応じて、○年には○円まで拡大する見込み。当該物資の供給が途絶した場合、その用途上の理由から、○○(当該物資の使用等によって行う措置等)を行うことが困難となり、国民生活に甚大な影響を生じさせる蓋然性がある。しかしながら、当該物資はその供給の○○%以上を輸入に依存し、かつ、輸入割合のシェアは特定国の寡占状態に陥っており、供給途絶によるリスクが顕在化している。短期的な供給途絶時においても、当該物資の安定供給確保を図るために、国内における生産量の増加を図る必要があり、そのため、当該物資の生産に必要な設備を導入し、当該物資について、平時及び短期的な供給途絶時に必要な生産量を確保する必要がある。

(注) 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等のサプライチェーンの現状(特定少数国・地域への依存の程度や代替供給確保の可能性等)や取組を実施しなかった場合の供給途絶リスク等の課題、当該特定重要物資等の現在の市場構造、今後の市場の見通し及び世界情勢(国内外におけるシェアの割合や、競合他社の状況等、当該特定重要物資等に係る自社を取り巻く競争環境やその中の自社の立ち位置等)を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

##### (2) 特定重要物資等の安定供給確保に関する目標(見込み)

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①:

(例)

○○（品目名）の国内における生産・供給量を増加させるため、○○工場において○○（品目名）の生産に必要な新たな設備を導入する。これにより、自社における年間当たりの生産（供給）能力を○%向上させ、安定供給確保取組方針において定める○○（品目名）の国内における年間生産（供給）能力/年のうち、○%を自社で確保することで、○○（品目名）の安定供給確保を目指す。

- (注1) 安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性を踏まえ、安定供給確保のための取組全体を通して達成しようとする、安定供給確保を図るために必要な供給能力等の目標を記載すること。
- (注2) 取組の実施により供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料の調達先・調達量等の変更が見込まれる場合はその内容及び目標を記載すること。
- (注3) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

### （3）取組の内容及び目標数値

実施予定の取組種類を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標数値を記載すること。

取組種類	
1.	生産基盤の整備
2.	供給源の多様化
3.	備蓄
4.	生産技術の導入・開発・改良
5.	使用の合理化
6.	代替となる物資の開発
7.	その他

(注)「4. 生産技術の導入・開発・改良」には、特定重要物資等の性能等の向上に関する開発も含む。

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：			
取組番号	取組種類	目標数値 (例：1. 及び4. の取組を実施することにより達成しようとする生産（供給）能力及びその増加率。2. 及び3. の取組を実施することにより達成しようとする備蓄量及びその増加率)	目標数値を達成するまでの具体的な取組内容
①		(例) 事業終了年度である 20XX 年度において、○○工場（新たに整	(例) ○○（対象となる品目名）について、自国内でのサプライチェーンを確立していく必要があることか

	<p>備した工場)における〇〇(対象となる品目名)の生産(供給)能力を、事業開始年度と比して〇%向上させる。また、事業実施期間中の20XX年度においては、〇〇工場(新たに整備した工場)における〇〇(対象となる品目名)の年間当たりの生産量を〇〇(単位)確保することを目指す。</p> <p>(設備の先端性を追加的な要件として設けた場合)</p> <p>なお、供給量の継続的な確保のため、この取組において導入する設備については、既存の設備の単なる置き換えではなく、〇〇(メーカー名)の最新のカタログに掲載されている設備であり、既存の設備と比較して、~~~~~(性能面等で優れている点を記載)の点において優れており、〇〇(品目名)の生産量の増加を見込むことができる。</p>	<p>ら、20XX年〇月、~~~な〇〇(立地場所)に新たな〇〇(品目名)の生産施設を整備する。これにより、国内における新たな供給源を確保することができる。〇〇工場における生産は20XX年〇月開始を予定し、年間当たりの生産能力を〇〇(単位)確保する。20XX年〇月には、市場への供給を開始し、これにより、事業終了年度には、国内への供給量が〇%増加する見込みである。</p>
②	<p>(例)</p> <p>当該技術を実装したクラウドサービスにおいて、20XX年時点で、国内売上額〇億円を目指す。</p>	<p>(例)</p> <p>自社のクラウドサービスの競争力強化により国内市場におけるシェアを拡大していくため、〇〇の技術について、20XX年X月より〇人規模で技術開発を開始し、20XX年X月までに技術を確立する。その後、20XX年までに当該技術を自社のクラウドサービスに実装し、当該クラウドサービスにおける売上額の拡大を目指す。</p>
③	<p>(例)</p> <p>当該電子計算機を活用したクラウドサービスにおいて、クラウドサービス提供開始時から</p>	<p>(例)</p> <p>高度な電子計算機を活用したクラウドサービスに関する基盤クラウドプログラムの開発を図っていくため、20XX年〇月、〇〇(立地場所)に新たな</p>

		20XX年○月まで、利用者○人を目指す。	○○（品目名）を整備する。そのうえで、当該電子計算機の計算能力を、20XX年○月までにクラウドサービスとして提供し、基盤クラウドプログラムの開発促進を図っていく。
--	--	----------------------	---

- (注1) 複数の異なる種類の取組を一貫して実施する場合は、取組種類欄に複数の取組種類を記載することとして差し支えない。その際、記載内容がいずれの取組種類に該当するものか分かるように記載すること。
- (注2) 1つの取組により2以上の品目の安定供給確保を図る場合は、品目ごとに目標数値を記載すること。
- (注3) 具体的な計画内容の記載に当たっては、事業開始年度及び事業終了年度並びに取組により直接的に達成が見込まれる定量的な中間目標等を設定している場合はその内容も併せて記載すること。
- (注4) 当該取組を実施する上で、これまでの原材料等の調達方法を変更し、新たな調達に関する計画・取組を行う場合は、当該計画・取組を併せて記載すること。
- (注5) 当該計画を認定した場合は、当該表の記載内容について安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に通知する。

(4) 目標数値設定の根拠（数値算出の計算式や考え方、それに用いた根拠となる数値やファクトを、当該物資の市場の見通し及び世界情勢等の背景を踏まえて記載）

（目標数値設定の根拠）

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①：

(注) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

## 5 計画の実施内容

### (1) 計画の実施概要

1～3行程度で簡潔に記載

(注) 本申請書により複数の取組を申請する場合には、当該複数の取組をまとめた実施概要を記載すること。

### (計画全体のスケジュール)

年度 ※事業開始年度	(例) ○月、○○工場への設備投資開始
年度	○月、○○工場への設備導入完了 ○月、導入設備での生産開始
年度	○月、○○工場における○○（品目名）の生産能力○%向上達成
年度 ※事業終了年度	○月、事業開始年度と比して、自社における○○（品目名）の生産量を○% 増加達成

### (2) 支援措置の対象とする取組の実施時期

実施予定の取組番号：				
取組種類	着手 (注2)	設備設置、技術開発等 に要する期間	供給開始	継続生産期間
(例) 生産基盤の整備 (上記4. (3) で選択したもの)	年 月	年 月～ 年 月 (少なくとも○ヶ月間)	年 月	年以上
	年 月	年 月～ 年 月 (少なくとも○ヶ月間)	年 月	

(注1) 複数の異なる取組種類の取組を一貫して実施する場合は、行を追加して取組種類ごとに記載すること。また、複数の取組を実施する場合及び2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加して記載すること。

(注2) 着手とは、取組を実施する上で必要な発注、購入、契約等を実施し、取組を開始することをいう。

(3) 取組において支援措置の対象とする内容

実施予定の取組番号 \_\_\_\_\_

対象とする内容	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○○（立地場所）への新たな○○（品目名）の生産施設の整備。</li> </ul> <p>住所：</p> <p>敷地面積：～～m<sup>2</sup>、建築面積：～～m<sup>2</sup></p> <p>総従業員数（うち技術者数）：～人</p> <p>主要製品：</p> <p>生産能力（想定する稼働率）：</p> <p>必要金額：～百万円</p> <p>製品納入先：</p> <p>安定供給確保への効果：年間当たりの生産能力を○○（単位）確保する。20XX年○月には、市場への供給を開始し、これにより、事業終了年度には、国内への供給量が○%増加する見込み。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○○（立地場所）の工場への○○（品目名）生産設備の導入。</li> </ul> <p>工場所在地：</p> <p>導入設備・製品スペック：</p> <p>用途：</p> <p>必要金額（単価及び数量）：～百万円×～～</p> <p>安定供給確保への効果：○○工場における生産能力を○○%増加し、年間当たりの生産能力を○○（単位）確保する。20XX年○月には、市場への供給を開始し、これにより、事業終了年度には、国内への供給量が○%増加する見込み。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○○（品目名）の技術開発</li> </ul> <p>技術開発の概要：</p> <p>技術開発目標：</p> <p>必要金額：～百万円</p> <p>従来の技術との相違点：</p> <p>技術開発成果の適用先及び成果により期待される効果：</p>
---------	--

(注) 必要金額の積算（総額及び年度ごとのもの）や計画の各年度において支援措置の対象とする内容の詳細に関する書類を含め、各項目の詳細を説明する書類を提出すること（例：施設の整備等に関する取組については土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図等。設備の導入等に関する取組については設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる書

類、導入する設備の一覧等)。

(4) 取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組番号 \_\_\_\_\_

(単位：百万円)

調達方法 費用	政府関係 金融機関 からの借 入れ	民間金融 機関等か らの借入 れ	助成金	自己資金	その他	合計	備考
取組に必要な資金 の合計額							
年度							
年度							
年度							
年度							
年度							

- (注 1) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「助成金」には国・地方公共団体から直接又は間接的に支給される助成金による調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」、「助成金」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
- (注 2) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- (注 3) (5)において、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名及び支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載する。
- (注 4) 複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組番号」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。
- (注 5) 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

(5) 期待する支援措置

実施予定の取組番号 \_\_\_\_\_

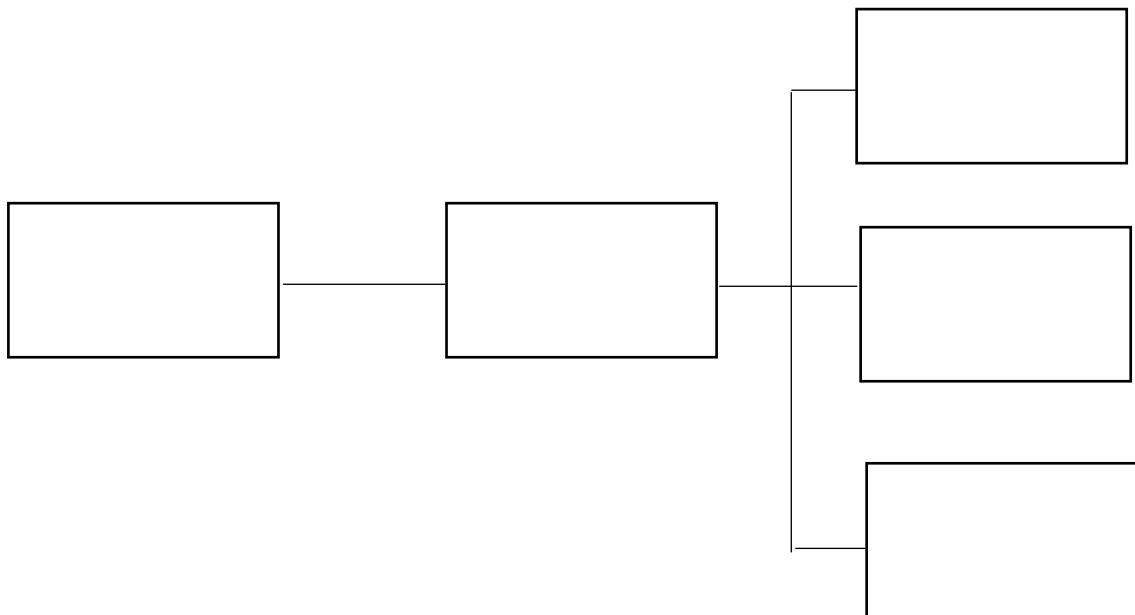
支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）		
中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の特例		
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例		
安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による助成金の交付		
安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による認定事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給		

(注) 該当する欄に「○」を記載すること。

## 6 取組の実施体制

(実施体制図)

(例)



(取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制の整備状況)

(その他経営体制等に関する状況) (注4)

(例)

- ・安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないことを確認している。
- ・コーポレートガバナンスに関する規定を策定し、○○○○等の体制を構築し、又はそれに準ずる取組を実施している。

(注1) 安定供給確保のための取組に関する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図などを活用して記載すること。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況について記載すること。

- (注2) 共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。
- (注3) 必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。
- (注4) 外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況（技術情報の流出等）及びコーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況についても記載すること。

## 7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項

項目	確保措置の内容
サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備	<input type="checkbox"/> 現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）や国内関係法令の適切な遵守	<input type="checkbox"/> 外国為替及び外国貿易法や特定重要物資等の安定供給を図る上で遵守すべき国内関係法令を遵守する。
事業継続計画の策定	<input type="checkbox"/> B C Pを策定している。
本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めた際の報告体制の構築	<input type="checkbox"/> 本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき、その概要及び取組に対する影響等を経済産業大臣に報告する体制を構築している。  (具体的な措置) ※自由記載
特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し対策を実施するための社内の体制の整備状況	(例) ・サプライチェーン上の人権や環境等のリスクについて、自組織内で適切な検討・対策を実施している。
取組の実施に際して自組織内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、組織の実情・規模に応じた対策の措置状況	(例) ・サイバーセキュリティが適切に確保されるよう、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」(経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構(I P A))又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」(I P A)や脆弱性診断の結果等を踏まえ、○○、○○、○○等の対策を講じている。
その他取組方針への適合性に関する事項（注3）	(例) ・○○を通じて地域経済への貢献や雇用創出効果が見込まれる。 ・○○等の育成・確保のための取組を行っている。

(注1) 必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

(注2) 確保措置の内容欄の「□」にチェックを入れるほか、具体的な措置については必要に応じて記載すること。

(注3) 本申請に係る特定重要物資の安定供給確保取組方針第3章において、人材育成・確保や地域経済への貢献等の要件が課されている場合はそれらの事項について記載すること。

## 8 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

・需給ひっ迫時の対応	<input type="checkbox"/> 平時を上回る特定重要物資等の生産、平時の在庫又は備蓄の全部又は一部の放出等の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に関する措置を実施する。
------------	--

	<p>(具体的な措置) ※自由記載 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○○(品目名)の供給量増加のため、計画に基づき新たな施設整備を行うが、需給がひつ迫した場合においても必要な量を供給するための在庫を確保するため、上記施設における在庫水準の維持・向上に必要な追加的な設備投資を次年度以降に行うこととしている。</li> </ul>
・供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発等	<p><input type="checkbox"/>取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発等を実施する。</p> <p>(具体的な措置) ※自由記載 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画に基づき実施する○○(品目名)の生産に必要な設備投資によって得た供給能力の維持・向上等のため、次年度以降も継続的な設備投資を行うこととしている。</li> </ul>

(注1) 必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

(注2) 令第1条第8号に掲げる特定重要物資に係る申請者にあっては、「需給ひつ迫時の対応」の記載は要さない。

## 9 免許等の取得又は申請の状況

(注1) 取組を実施する上で、他の法令（外国の法令を含む。）の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類するその他の行為（以下「免許等」という。）を必要とするものである場合には、その免許等の取得又は申請の状況について記載すること。ただし、外国の法令の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類する行為については、外国において取組を実施する場合における当該取組を実施する国の法令の規定によるものを有する必要がある場合に限り、記載すること。

(注2) 免許等を受けていることを証する書面若しくはその免許等の取得若しくは申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

## 10 申請者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）

(注) 申請者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するため参考となるべき事項及び申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

## 添付書類

1－(1)	定款の写し又はこれに準ずるもの
1－(2)	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
2－(1)	最近三期間の事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2－(2)	貸借対照表又はこれに準ずるもの
2－(3)	損益計算書又はこれに準ずるもの
3	取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類
4	経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令第2条第2項第4号に掲げる書類
5	B C P の概要（任意）

## (備考)

1. 経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二（第4条第1項関係）

供給確保計画の認定書

番号  
年月日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣名

年月日付けで認定申請のあった供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 認定の日付	年月日
2. 供給確保計画認定番号	
3. 申請者の名称及び代表者の氏名	
4. 申請者の住所	

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第三（第4条第2項関係）

供給確保計画の不認定通知書

番 号  
年 月 日

○○ ○○ 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった供給確保計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第四（第4条第3項関係）

供給確保計画の認定通知書

番号  
年月日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣名

年月日付けで認定申請のあった供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定しましたので、同条第6項の規定に基づき通知します。

1. 認定の日付	年月日
2. 供給確保計画認定番号	
3. 認定供給確保事業者の名称	
4. 認定供給確保計画の概要	

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 「4. 認定供給確保計画の概要」中、認定供給確保事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを通知の対象として記載していない。

**様式第五（第5条第1項関係）**

認定供給確保計画の変更申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　名　　殿

住　　所  
名　　称  
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第1項本文の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 供給確保計画認定番号	
2. 変更事項	
3. 変更事項の内容	
(変更前)	(変更後)
4. 変更理由	
5. 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第六（第5条第4項関係）

認定供給確保計画の変更認定書

番号  
年月日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣名

年月日付けで変更の認定の申請のあった認定供給確保計画については、経済施策を一  
体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第3項において準用する同法第9  
条第4項の規定に基づき認定します。

記

1. 変更の認定の日付	年月日
2. 変更後の供給確保計画認定番号	
3. 変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名	
4. 変更申請者の住所	

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった変更申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第七（第5条第5項関係）

認定供給確保計画の変更の不認定通知書

番号  
年月日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣名

年月日付けで変更申請のあった認定供給確保計画については、下記の理由により変更の認定をしないものとします。

記

不認定の理由

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第八（第5条第6項関係）

認定供給確保計画の変更の認定通知書

番号  
年月日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣名

年月日付けで変更の認定の申請のあった認定供給確保計画については、経済施策を一  
体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第3項において準用する同法第9  
条第4項の規定に基づき認定しましたので、同法第10条第3項において準用する同法第9条第6項の  
規定に基づき通知します。

1. 変更の認定の日付	年月日
2. 変更後の供給確保計画認定番号	
3. 認定供給確保事業者の名称	
4. 変更後の認定供給確保計画の概要	

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 「4. 変更後の認定供給確保計画の概要」中、認定供給確保事業者の営業上の秘密に該当する部  
分については、これを通知の対象として記載していない。

**様式第九（第6条第2項関係）**

認定供給確保計画の軽微な変更の届出書

年　月　日

経済産業大臣　名　　殿

住　　所  
名　　称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第1項ただし書の規定に基づき、　　年　　月　　日付けで認定を受けた認定供給確保計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、同条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 供給確保計画認定番号	
2. 変更事項	
3. 変更事項の内容	
(変更前)	(変更後)

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十（第7条関係）

認定供給確保計画の変更指示の通知書

番号  
年月日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣名

年月日付けで認定した認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第2項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 供給確保計画認定番号	
2. 変更指示の内容	
3. 変更指示の理由	

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十一（第8条第1項関係）

認定供給確保計画の認定取消通知書

番号  
年月日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣名

年月日付けで認定した認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第1項又は第2項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 供給確保計画認定番号	
2. 認定取消しの理由	

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十二（第8条第2項関係）

認定供給確保計画の認定取消通知

番号  
年月日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣名

年月日付けで認定した認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第1項又は第2項の規定に基づき、認定を取り消しましたので、同条第3項において準用する同法第9条第6項の規定に基づき通知します。

1. 認定を取り消した日付	年月日
2. 認定を取り消した供給確保計画認定番号	
3. 認定を取り消した事業者の名称	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十三（第9条関係）

認定供給確保計画の実施状況報告書

年　月　日

経済産業大臣　名　　殿

住　　所  
名　　称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第12条の規定に基づき、　年　月　日付けで認定を受けた認定供給確保計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 供給確保計画認定番号

\_\_\_\_\_

2. 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等名

認定供給確保計画が参考する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資等

\_\_\_\_\_

3. 特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について（注1～3）

特定重要物資等の品目名：

①認定供給確保計画に基づく生産量（注4）		単位/年
①－1 国内生産量		/年
①－2 国外生産量		/年
②認定供給確保計画に基づく原材料等の調達量（注5・6）		/年
②－1 原材料名（調達先国・地域）		/年
②－1 原材料名（調達先国・地域）		/年
②－1 原材料名（調達先国・地域）		/年
②－2 原材料名（調達先国・地域）		/年
②－2 原材料名（調達先国・地域）		/年
②－2 原材料名（調達先国・地域）		/年
③認定供給確保計画に基づき生産した当該物		/年

資等の最終販売量（注4）		
③－1 国内販売（供給）量		/年
③－2 国外販売（供給）量		/年

- (注1) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して品目ごとに記載すること。
- (注2) 取組実施後の直近の事業年度の数値をもとに記載すること。
- (注3) ①から③までのいずれの項目についても、単位（例：台、式、t 等）を記載すること。また、③に関しては、可能な限り金額（売上額）についても併記すること。
- (注4) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下「令」という。）第1条第8号に掲げる特定重要物資に係る申請者については、「生産量」は「売上額」と読み替えて記載すること。その際、③に関しては記載を要さない。
- (注5) 必要に応じ、行を追加して原材料・調達先を分けて記載すること。また、補足として、同趣旨の資料を提出することとして差し支えない。
- (注6) 記載対象は原材料等ごとに取引量又はサプライチェーン全体に占める調達額の多い上位3社（企業の名称及び調達先国・地域名）について記載すること。なお、3以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

#### 4. 特定重要物資等の安定供給確保のための取組の実施状況及び目標の達成状況

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：			
取組番号	計画時の目標数値	目標数値の達成状況	取組の実施状況
①			
②			
③			

- (注1) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。
- (注2) 取組の実施状況については、認定供給確保計画との比較を含め記載すること。
- (注3) 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の特例による支援措置を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載すること。

#### 5. 特定重要物資等の安定供給確保のための取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置の実施状況

--

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。